

会員利用規約

第1条（目的）

本規約は、合同会社アプローチ（以下「当社」といいます。）が「Golfrep24（ゴルフレップ24）」の名称で運営するシミュレーションゴルフ施設（以下「当施設」）の入退会や利用に関するルールを定めることを目的とする。

第2条（会員制）

1. 当施設は会員制とします。会員登録をした者を会員とする。
2. 入会するときは、本規約及び当社が定める規則を承諾し、当社所定の入会手続をする。
3. 前項の入会手続をし、当社が会員として適切と判断した申込者は、本規約及び当社が定める規則に従うことを承諾することにより、当施設への入会が認められる。
4. 18歳以下（高校生以下）の未成年者が入会を希望する場合は、所定保護者同意書に本人とその保護者が連署の上、入会手続きを行うものとする。この場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。保護者は、18歳以上の2親等（叔父叔母除く）に限る。
5. 会員は、本規約及び当社が定める規則、当施設が入居する施設内の諸規則を全て遵守する。

第3条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当する者は、会員になることができない。

- (1) 本規約及び当社が定める規則を遵守できない者
- (2) 入会申込手続の申込者と同一人物であることを確認できない者
- (3) 過去または現在において、暴力団もしくは反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と密接な関係を有すると当社が判断した者
- (4) 医師等に運動を禁じられている者
- (5) 未成年で当施設の入会に関して親権者の同意を得られない者
- (6) 公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められる者
- (7) その他、会員としてふさわしくないと当社が判断した者

第4条（会費と入会金等）

1. 会員は、会費および入会金その他、当社の定める費用（以下「会費等」といいます。）を、当社所定の方法で支払う。
2. 会費の支払いは先払い方式とし、初月分の請求は入会金、初月会費、翌月会費を支払う。入会が月の途中となる場合については、会費は日割り計算とする。（引落日は、ご利用のクレジットカード会社の引落日に準ずる）
3. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、当社が別途定める会費等を支払わなければ

ばならない。

4.当社は、会費等の改定を行うことができる。その場合は、適用日の2ヶ月前までに各会員に告知するものとします。

5.会員は、会費等その他当社への債務を支払期日までに履行しない場合には、支払期日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を会費等その他の債務と一緒にして、当社が指定する方法で支払わなければならぬ。その際の支払に要する振込手数料等の費用は、当該会員の負担とする。

6.当社は、会員が下記行為をおこなった場合は、それぞれ記載のとおりの追加料金を当該会員に請求することができ、会費等と合わせて課金することができる。

(1) 規定の利用時間を超過して当施設を利用したとき超過単価額に当該超過回数を乗じた金額。なお、第2号にも該当する場合にはその金額も加算する。

(2) 規定の利用人数を超過して当施設を利用したとき超過単価額に当該超過人数を乗じた金額。

第5条（予約）

1.会員は、当社と入会契約を締結することにより、入会が認められ、当施設の設備を利用する権利が与えられる。

2.会員は、当施設の利用にあたって、本規約及び別に定める料金表に同意の上、あらかじめ利用時間枠、利用ベース、利用人数等の利用条件(以下「利用条件」といいます)を当社が定める予約システムを通して申込を行うものとする。

3.会員が希望した利用条件での利用が不可能な場合は、予約は承認されず、いつでも希望の時間枠に予約が取れることを保証するものではない。また、予約申込後に利用条件を変更する場合も、変更後の利用条件での利用が不可能な場合は、変更は承認されない。また、承認なく、利用時間の延長等、会員が任意に利用条件を変更した場合、会員は、第20条の定めにより当社又は他の会員等に生じた損害について賠償するものとする。

4.会員は、第2項による予約申込を取消し、又は予約申込の内容を変更するときは、当社が別途定める方法により、予約時間の24時間前までに取消し又は変更の手続きを行うものとする。

5.会員が前項による取消し又は変更手続を行わなかった場合、当施設を利用の有無に関わらず利用料金（保有コマ数が減る）を支払うものとする。

6.当社は、天災、事故、盗難、シミュレーション機器の故障・不具合、他の会員による利用状況等の変更、携帯電話・スマートフォン・インターネット接続等の電気通信事業における通信障害、本サービスの運営に供されるシステムの故障又は不具合、その他の事由により、会員が予約を申込むことができなかった場合又は予約が承認されなかった場合、これにより会員に生ずる損害について、賠償責任を負わない。

7.会員は、予約時に同伴者を追加利用者として登録することにより、追加利用者も入室する

ことができる。

第6条（入退室管理システム）

- 1.当社は、会員に対し、当施設の入退室管理システムのアプリケーションその他当施設利用のために必要なシステムの使用を許諾する（以下、会員カードと当該システムをあわせて「セキュリティキー」という）。
- 2.会員が当施設に入退する際には、セキュリティキーを使用するものとし、会員本人がセキュリティキーを使用できない場合は、当施設に入退することはできない。
- 3.セキュリティキーは、許諾された会員本人または当社が認める使用権限を有する者のみが使用でき、他の者が使用することはできない。
- 4.会員は、セキュリティキーを第三者に貸与することはできない。

第7条（利用方法）

- 1.当施設は営業時間内において利用できるものとする。また利用時間は、事前に予約した時間枠内で利用するものとし、準備および後片付け、確認時間を含む。
- 2.当施設においては当社のスタッフは在中せず、会員自身で設備を利用するものとする。
- 3.利用できる設備は次のとおりとし、これ以外の設備は利用できません。
 - (1) マシンブース、ネットブース
 - (2) トイレ、洗面室
- 4.会員は、体調不良の場合は当施設の利用を控えるものとします。
- 5.会員は、設備の利用方法が不明な場合は、当社から必要な説明を受け、理解した上で利用するものとする。
- 6.会員は、設備の利用に適した服装で設備を利用するものとする。
- 7.会員は、設備の利用後は、会員自身で利用前の状態に戻さなければならない。
- 8.会員は、当社が防犯目的でクラブ施設内（トイレ、洗面室を除きます。）に複数の防犯カメラを設置し、録画・記録することをあらかじめ承諾する。
- 9.会員は、設備を損害、汚損等した場合または設備が故障した場合は、あらかじめ当社が指定した連絡先に速やかに連絡しなければならない
- 10.火災、地震等の自然災害等が発生した場合、会員自身の責任と判断において避難等をするものとする。

第8条（会員以外の利用）

- 1.当社は、会員が同伴した非会員に当施設利用を認める。1回1ブースにつき、マシンブース3名、ネットブース2名を限度として、複数人の当施設利用を認めます。
- 2.非会員の当施設利用については、同伴する会員が責任をもって、非会員に対し、本規約その他規則を遵守させ、連帶して一切の責任を負うこととする。

第9条（会員プランの変更）

会員は、会員プランの変更を希望する場合には、変更希望月の1ヶ月前までに申し出をし、他会員の使用状況をふまえ承諾できる場合は、希望月からプラン変更ができる。ただし、プランをダウングレードする場合は変更希望月の4ヶ月前までに申し出をすることで、希望月からプラン変更ができる。

第10条（遵守事項）

会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。

1.当施設の利用にあたっては、当施設に掲示されたルール、当社の説明および指示に従わなければならない。

2.当施設内において、以下の行為は禁止される。

(1) 当施設又はその敷地内において、物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動

(2) 当施設内（当施設敷地内を含む）での食事、喫煙、飲酒

(3) 当施設内の汚れたシユーズでの利用

(4) 酒気を帯びて当施設を利用すること

(5) 刃物等の危険物や、他者または施設・器具を傷つける可能性のある物品を当施設またはその敷地内へ持ち込むこと

(6) 正当な理由なく他者の所持品に触れること

(7) 当施設の利用を認められていない者を同伴させること

(8) セキュリティキーを第三者に譲渡、貸与、その他当社に無断で会員本人以外の第三者に使用させる行為

(9) 大声奇声を発する行為、他の施設利用者やスタッフを畏怖させる言動を行うこと

(10) 他の施設利用者やスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為をすること

(11) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為をすること

(12) 動物（あらかじめ許諾された介助犬は除く。）を館内に持ち込むこと

(13) 他の会員の当施設利用を妨げる行為をすること

(14) 当施設の秩序を乱し、またはその名誉、信用もしくは品位を傷付ける行動

3.打席内において以下の行為は禁止されます。

①打席の内外を問わず、打席幅を越えるようなスイング（横振り等）を行うこと

②プレーヤー以外の方の打席、打席通路及び打席付近への立ち入り

③打席設備の移動、及び不適切と思われる使用を行うこと

④当施設設備付のボール以外を使用すること

⑤当施設の設備や備付のボール、備品を損壊、汚損等し、又は持ち出す

第11条（入館の禁止、退場）

1.当社は、次の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の当施設への立入りの禁止または当施設からの退場を命じることができる。

- (1) 本規約その他当社が定める規則に違反した者
 - (2) 第3条に定める入会資格を欠いていたことが判明した者、または入会後に欠くことになった者
 - (3) 体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断された者
 - (4) 著しく不潔な身体または服装である者
 - (5) 承諾なくセキュリティキーを使用せずに入館した者
 - (6) 本規約の手続に従わず非会員を入館させた者および当該入館した者
 - (7) 会費等を1か月以上滞納した者
 - (8) 上記(1)から(7)のほか、当社において当施設からの退去又は相当期間の当施設への立入りの禁止を命じることが適切であると判断した者
- 2.相当期間の当施設への立入りの禁止された場合、当該期間中であっても、会費等は発生します。

第12条（退会）

1.会員は、申し出をすることで、希望する月の月末をもって退会することができます。この手続は、原則として当社の指定する電磁的方法によるものとし、当社所定の退会フォームに入力を起こない、当社の受領確認をもって退会となる。

2.退会手続は、退会を希望する月の1ヶ月前までに申し出るものとし、退会希望月の末日をもって退会となる。

3.本条の退会手続が完了しない間は、当施設のご利用がない場合でも会費等が発生する。

4.会費等の未納分がある場合には、第1項の退会手続と同時に完納しなければならない。

5.入会日から1年以内の退会は別途定める違約金が発生し、退会手続きと同時に支払うものとする。

第13条（届出等）

1.会員は、入会時に申告した内容に変更および健康状態に変化があったときは、速やかに当社所定の手続をもって変更の届け出をしなければならない。

2.当社または当施設から会員への諸通知等は、当社の定める発信方法での通知をもって効力を有するものとし、当社は発信後の責を負わない。

第14条（退会処分）

1.当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を強制的に退会させること（以下「退会処分」といいます。）ができる。

- (1) 本規約その他当社が定める規則を遵守しないとき
 - (2) 当施設内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、当施設の運営に影響が生じると判断されたとき
 - (3) 第3条に定める入会資格を欠いていたことが判明したとき、または入会後に欠くこととなったとき（入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったときを含む。）
 - (4) 会費等を1か月以上滞納したとき
 - (5) その他、会員としてふさわしくない言動があり、改善が見込めないとき
- 2.退会処分を受けた会員は、当該処分時から、全ての当社サービスを利用することができない。
- 3.退会処分を受けた会員に対して、前納分または既払分の会費等の返還はしない。また、第12条5項に該当する場合は、違約金の支払い義務が生じる。
- 4.退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、全ての当社サービスを再び利用することはできない。

第15条（資格喪失）

- 1.会員は、次の各号の場合には、自動的にその会員資格を喪失します。
- (1) 退会した場合または退会処分を受けた場合
 - (2) 死亡した場合または法人が解散した場合
 - (3) 当施設が閉鎖された場合
- 2.前項第2号および第3号の場合は、資格喪失日の属する月の月会費まで発生清算し、第12条5項について除外する。

第16条（会員資格の譲渡禁止等）

当施設の会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、贈与、遺贈、貸与、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできない。

第17条（営業日および営業時間）

施設の営業日、営業時間は気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合がある。

第18条（施設の利用制限）

- 1.当社は、次の各号の場合、施設の全部または一部の利用を制限することがある。当該制限がなされた場合でも、別に定める場合を除き、会費等は発生する。
- (1) 気象・災害等の影響が及ぶと判断し、営業が困難と認めたとき。

- (2) 施設、設備の点検、補修または改修をするとき（緊急対応時も含む）。
 - (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
 - (4) その他当施設の全部または一部の利用を制限する必要と認めるとき
2. 前項の場合、事前にその旨を当施設のホームページ等にて告示する。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

第19条（施設の閉鎖・変更）

- 1. 当社は、次の各号の場合には、当施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがある。
 - (1) 気象・災害等により営業不能と認めたとき
 - (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当施設の経営上等やむを得ない事由が発生したとき
- 2. 施設の閉鎖・変更の場合でも、会費等は発生し、代替利用等の特別の補償は行わない。ただし、期間によってその限りではない。

第20条（賠償責任）

- 1. 当社は、会員または同伴者が当施設の利用に関して損害を負った場合または第三者に損害を与えた場合、当社に故意または重過失ある場合に限り、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、賠償の範囲は、現実に発生した通常損害に限られる。
- 2. 会員または同伴者は、自己の責めに帰すべき事由により、当施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかに、自己の責任において、その賠償責任を果たさなければならない。

第21条（その他禁止事項）

- 1. 会員は、当施設が提供するサービスおよび商品、その他本サービスを通じて知り得た一切の情報について、会員個人の私的利用の範囲を超えて利用してはならない。
- 2. 当施設は、会員が当施設を利用するにあたり、次の行為を禁止する。
 - (1)他の会員、第三者または当社の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、もしくはその他権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為。
 - (2)前号の他、他の会員、第三者、当社に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為。
 - (3)公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれがある行為、または公序良俗に反する情報を他の会員または第三者にまたは当社に提供する行為。

3. 当施設のWEBサイト等に掲載される全ての情報（文章、写真、イラスト等）の著作権は、合同会社アプローチに帰属します。これらの著作権は、各国の著作権法、各種条約、そ

の他の法律で保護されており、会員が個人で利用する以外の目的での使用はできない。

第22条（通知予告）

本規約および当施設の諸事情に関する通知または予告は、当施設所定の場所に掲示する方法またはWEBサイト等により行う。

第23条（本規約その他の規則の改定）

当社は、本規約その他の規則を改定することができる。また、改定後の本規約、その他の規則は改訂日以降、全ての会員に適用される。

第24条（管轄裁判所）

当施設の利用に関する会員と当社の間の紛争は、他に別段の定めのない限り、当施設の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則．本規約は 2025年11月1日より発効する。

【2025年11月1日制定】